

住所情報の提供及び年金記録の突き合せについて（要望）

企業年金連合会の事業運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、下記のとおり要望いたしますので、その実現方につき特段の御配慮をお願いします。

記

1．企業年金制度に対する社会保険庁の保有する住所情報の提供について

厚生年金基金に対して、社会保険庁の保有する待期者、受給権者及び公的年金新規裁定者等の住所情報を平成20年度より提供していただけることは、未請求対策などについて大きな前進であると評価しています。

確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金は、確定給付企業年金法第1条及び確定拠出年金法第1条に定められているとおり、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。また、昭和60年改正以降の累次の公的年金制度の給付切下げの中で、厚生年金基金制度とともに企業年金の国民の老後生活の所得を補完する役割は増しています。特に、代行返上した企業年金基金においては、その制度の運営は厚生年金基金とほぼ同様のものとなっています。

従って、両制度の未請求の解消は国民の権利利益を守る重要かつ公共的な意義がある業務であり、その対策の推進のために社会保険庁の保有する住所情報を両制度の企業年金に提供していただきたい。

2. 年金記録の突き合せについて

(1) 突き合せに係る費用の国の応分の負担

社会保険庁と厚生年金基金（以下「基金」という。）の年金記録の突き合せで基金の記録を整備することにより、社会保険庁の管理する公的年金の記録の整備に結び付くことが考えられるので、突き合せに要する費用については、国において応分の負担をしていただきたい。

(2) 事務処理に係る事前調整等

基金における突き合せ作業を円滑に行うためには、事務処理要領、記録不一致の場合の判断基準、提供されるデータフォーマット等の案を早期に示し、関係者との意見調整が可能となるようにしていただきたい。

(3) 記録不一致の場合の判断資料

記録不一致の場合の判断資料については、基金が保有している各種届出（加入員資格取得届、加入員資格喪失届、加入員報酬標準給与月額算定基礎届、加入員報酬標準給与月額変更届、加入員賞与標準給与支払届、厚生年金保険法第128条の届等）の写しや、事業所における人事・給与記録等の資料をもとに社会保険庁の記録を訂正していただきたい。

また、基金、事業所に上記のような資料がない場合は、社会保険庁において雇用保険の記録等を調査していただきたい。

(4) 記録の不一致防止のための措置

今後、社会保険庁と基金の記録の不一致が生じないようにするための方策として、例えば、基金設立事業所の事業主に係る厚生年金保険法第27条の届出事項に「加入している基金名」などを追加することにより、同法第29条の規定による社会保険庁から事業主への通知を基金にも行うように所要の措置を講じていただきたい。

平成20年5月14日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

社会保険庁長官

坂野 泰治 殿